

令和6年度 希望の家ワークセンター運営自己評価

① 法人名称 :	社会福祉法人 希望の家
② 施設名称 :	希望の家ワークセンター
③ 作成担当者職・氏名 :	施設長 霜 亨
④ 作成年月日 :	令和6年7月13日
⑤ 連絡先 :	0797-87-0141

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	根拠法	関係書類
第1 基本方針				法第44条	
	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。	適		平18厚令 172第3条1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 また、意思確認が困難な入所者については、成年後見制度の導入を検討しているか。	適		平18厚令 172第3条2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する措置を講ずるよう努めているか。	適		平18厚令 172第3条3項	
第2 人員に関する基準				法第44条第1項	
1 従業員の員数	指定障害者支援施設等に置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適		平18厚令 172第4条	
(1) 生活介護	生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	適		平18厚令 172第4条第1項 第1号イ	
① 医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	適		平18厚令 172第4条第1項 第1号イ (1)	
② 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われているもの）ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数となっているか。 (ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上 (イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 (ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上  イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。  ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者の数に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他機能訓練指導員として置いているか。  エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	適		平18厚令 172第4条第1項 第1号イ (2) (一) 平18厚令 553の三	
③ サービス管理責任者	ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適		平18厚令 172第4条第1項 第1号イ (3) 平18厚令 172第4条第1項第1号ホ	
(6) 施設入所支援	施設入所支援を行うために置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適		平18厚令 172第4条第1項 第6号イ	

① 生活支援員	施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、それぞれア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ただし、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。 ア 利用者の数が60人以下 1以上 イ 利用者の数が61人以上 1に利用者の数が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適		平18厚令 172第4条第1項 第6号イ (1) 平18厚令 172第4条第1項第6号ロ 平18厚告 533の四	
② サービス管理責任者	当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	適		平18厚令 172第4条第1項イ(2) 第6号	
(7) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数（例：利用定員の9割）により算定されているか。	適		平18厚令 172第4条第2項	
(8) 職務の専従	1に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	適		平18厚令 172第4条第3項	
2 複数の昼間実施サービスを行う場合の特例	(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20名未満である場合には、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	適		平18厚令 172第5条第1項	
	(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるもの利用者の数の区分に応じ、配置すべきサービス管理責任者を配置しているか。また、1人以上は常勤になっているか。 ① 利用者の数の合計が60人以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適		平18厚令 172第5条第2項 平18厚告544の三	
1 設備 (1) 設備	指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 （相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる） （経過的指定障害者支援施設等については、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は設けないことができる）	適		平18厚令 172第6条第1項 平18厚令 172第6条第4項 平18厚令 172附則第5条	
	指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。	適		平18厚令 172第6条第2項	
① 訓練・作業室	ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない）。 イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	適		平18厚令 172第6条第2項第1号 イ、ロ、ハ	
② 居室	ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。 （平成18年10月1日時点で現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授	適		平18厚令 172第6条第	
③ 食堂	ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。	適		平18厚令 172第6条第2項第3号 イ、ロ	
④ 浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	適		平18厚令 172第6条第2項第4号	
⑤ 洗面所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	適		平18厚令 172第6条第2項第5号 イ、ロ	
⑥ 便所	ア 居室のある階ごとに設けられているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	適		平18厚令 172第6条第2項第6号 イ、ロ	

⑦ 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	適		平18厚令 172第6条第 2項だ7号	
⑧ 廊下幅	ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下幅は1.8メートル以上とされているか。 (平成18年10月1日に現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設から移行する場合は、1.35メートル以上) イ 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下幅は1.8メートル以上とされているか。 (平成18年10月1日に現に存する精神障害者生活訓練施設から移行する場合は、当分の間適用しない) ウ 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下幅は1.8メートル以上とされているか。 (平成15年4月1日に現に存する旧法指定施設から移行する場合は、当分の間適用しない) エ 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下幅は1.8メートル以上とされているか。 (平成24年4月1日に現に存する旧知的障害児施設等から移行する場合は、当分の間適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。) イ 利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないか。	適		平18厚令 172第6条第 2項第8号 イ、ロ	
第4 運営に関する基準				法第44条第 2項	
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について、当該利用申込者の同意を得ているか。	適		平18厚令 172第7条第 1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適		平18厚令 172第7条第 2項	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	適		平18厚令 172第8条第 1項	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	適		平18厚令 172第8条第 2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適		平18厚令 172第8条第 3項	
	(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)～(3)に準じて取り扱っているか。	適		平18厚令 172第8条第 4項	
3 提供拒否の禁止	指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。	適		平18厚令 172第9条	
	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適		平18厚令 172第10条	
5 サービス提供困難時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の実施地域等を助産し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適		平18厚令 172第11条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	適		平18厚令 172第11条 第2項	
	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	適		平18厚令 172第12条	
	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるような必要な援助を行っているか。	適		平18厚令 172第13条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適		平18厚令 172第13条 第2項	
8 心身の状況等の把握	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適		平18厚令 172第14条	

9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めているか。	適		平18厚令 172第15条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適		平18厚令 172第15条 第2項	
10 身分を証する書類の携行	指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨指導しているか。	適		平18厚令 172第16条	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか（ただし、施設入所支援を受けている者に対しては、後日一括して記録することでも差し支えない）。	適		平18厚令 172第17条 第1項、第2項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、(1)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。	適		平18厚令 172第17条 第3項	
12 指定障害者支援施設等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払いを求めることが適当であるものに限定されているか。	適		平18厚令 172第18条 第1項		
	(2) (1)の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（介護給付費・訓練等給付費の利用者負担額は除く）	適		平18厚令 172第18条 第2項	
	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担金の支払いを受けているか。	適		平18厚令 172第19条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービス等費用負担額の支払いを受けているか。	適		平18厚令 172第19条 第2項	
13 利用者負担額等の受領	(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払いを受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払いを受けているか。 ① 生活介護を行う場合（ア～エ） ア 食事の提供に要する費用 （ア）食料費及び調理等に係る費用に相当する額 （イ）障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者の所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食料費に相当する額 イ 創作的活動に係る材料費 ウ 日用品費 エ ア～ウ以外で生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 ② 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合（ア～ウ） ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ ア～イ以外でサービス提供の便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。	適		平18厚令 172第19条 第3項	

	<p>③ 施設入所支援を行う場合（ア～オ）</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（補給給付が支給されている利用者については、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額）（補給給付が利用者の代わりに当該指定障害者支援施設に支払われた場合には、食費等の負担限度額を限度とする）</p> <p>イ 平成18年厚労告第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に関する基準」に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（国若しくは地方公共団体の負担又は補助で建築、買取、改造されたものは除く）。</p> <p>ウ 被服費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ ア～エ以外でサービス提供の便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p>				
	(4) 指定障害者支援施設等は、(1)～(3)までに掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対して交付しているか。	適			平18厚令 172第19条 第5項
	(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	適			平18厚令 172第19条 第6項
14 利用者負担額の管理	(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者施設等は、利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適			平18厚令 172第20条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（施設入所支援を受けている者を除く）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適			平18厚令 172第20条 第2項
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知	(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適			平18厚令 172第21条 第1項
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 (2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適			平18厚令 172第22条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適			平18厚令 172第22条 第2項
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	(3) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適			平18厚令 172第22条 第3項
	(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。	適			平18厚令 172第23条 第1項
	(2) サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しているか。	適			平18厚令 172第23条 第2項
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適			平18厚令 172第23条 第3項
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及び達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項を記載した施設障害福祉サービスの原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適			平18厚令 172第23条 第4項
	(5) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	適			平18厚令 172第23条 第5項

	(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適		平18厚令 172第23条 第6項	
	(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画書を利用者に交付しているか。	適		平18厚令 172第23条 第7項	
	(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。	適		平18厚令 172第23条 第8項	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適		平18厚令 172第23条 第9項	
	(10) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適		平18厚令 172第23条 第10項	
	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込書の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適		平18厚令 172第24条	
19 相談等	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適		平18厚令 172第25条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。	適		平18厚令 172第25条 第2項	
	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な支援をもって行っているか。	適		平18厚令 172第26条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしているか。	適		平18厚令 172第26条 第2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。	適		平18厚令 172第26条 第3項	
	(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えているか。	適		平18厚令 172第26条 第4項	
	(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行っているか。	適		平18厚令 172第26条 第5項	
	(6) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。	適		平18厚令 172第26条 第6項	
	(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適		平18厚令 172第26条 第7項	
21 訓練	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	適		平18厚令 172第27条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	適		平18厚令 172第27条 第2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	適		平18厚令 172第27条 第3項	

	(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者に負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	適		平18厚令 172第27条 第4項	
	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努めているか。	適		平18厚令 172第28条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に加重的負担とならないように配慮しているか。	適		平18厚令 172第28条 第2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	適		平18厚令 172第28条 第3項	
	(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	適		平18厚令 172第28条 第4項	
	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	適		平18厚令 172第29条 第1項	
30 食事	(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援のみ）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。	適		平18厚令 172第34条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、予め、利用者に対してその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	適		平18厚令 172第34条 第2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	適		平18厚令 172第34条 第3項	
	(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	適		平18厚令 172第34条 第4項	
	(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法等について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	適		平18厚令 172第34条 第5項	
31 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	適		平18厚令 172第35条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	適		平18厚令 172第35条 第2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適		平18厚令 172第35条 第3項	
	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適		平18厚令 172第36条 第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	適		平18厚令 172第36条 第2項	
	従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適		平18厚令 172第37条	
	指定障害者施設施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用できるようにしているか。	適		平18厚令 172第38条	
35 給付金として支払を受けた金銭の管理	指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）をその他の財産と区分すること。 ② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。	適		平18厚令 172第38条 の2 平23厚告378	

	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	適		平18厚令 172第39条	
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる)。</p>	適		平18厚令 172第40条 第1項	
	<p>(2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p>	適		平18厚令 172第40条 第2項	
	<p>(3) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に、指定基準上の内容を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。</p>	適		平18厚令 172第40条 第3項	
38 運営規程	<p>指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する施設障害福祉サービスの種類</p> <p>③ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</p> <p>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</p> <p>⑧ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑨ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑩ 非常災害対策</p> <p>⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合</p> <p>合には当該障害の種類</p> <p>⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑬ その他運営に関する重要事項</p>	適		平18厚令 172第41条	
39 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p>	適		平18厚令 172第42条 第1項	
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービス提供しているか(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない)</p>	適		平18厚令 172第42条 第2項	
	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	適		平18厚令 172第42条 第3項	
	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか(弾力運用の範囲であれば差し支えない。また、措置者は定員の範囲外での受入でよい)。</p> <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	適		平18厚令 172第43条	
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p>	適		平18厚令 172第44条 第1項	
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	適		平18厚令 172第44条 第2項	
	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、(2)の計画について、当該指定障害者支援施設等の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定障害者支援施設等の見やすい場所に掲示しているか。</p>	適			
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、非常災害時における他の社会福祉施設等の連携及び協力の体制の整備及び非常食料、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備に努めているか。</p>	適			
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p>	適		平18厚令 172第45条 第1項	



	(1) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	適		平18厚令 172第45条 第2項
43 協力医療機関	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適		平18厚令 172第46条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適		平18厚令 172第46条 第2項
44 掲示	指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適		平18厚令 172第47条
45 身体拘束等の禁止	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	適		平18厚令 172第48条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適		平18厚令 172第48条 第2項
46 秘密保持等	(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適		平18厚令 172第49条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適		平18厚令 172第49条 第2項
	(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適		平18厚令 172第49条 第3項
47 情報の提供等	(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適		平18厚令 172第50条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適		平18厚令 172第50条 第2項
48 利益供与等の禁止	(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適		平18厚令 172第51条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	適		平18厚令 172第51条 第2項
	(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 また、その窓口等の設置について、利用者等にわかりやすく明示しているか。	適		平18厚令 172第52条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	適		平18厚令 172第52条 第2項
	(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び法第48条第1項の規定により市町村や県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村や県が行う調査に協力するとともに、市町村や県から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適		平18厚令 172第52条 第3項 同条第4項 同条第5項
	(4) 指定障害者支援施設等は、都道府県又は市町村から求めがあった場合は、(3)の改善の内容を報告しているか。	適		平18厚令 172第52条 第6項
49 苦情解決	(5) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適		平18厚令 172第52条 第7項
	指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適		平18厚令 172第53条

51 事故発生時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、 <b>都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</b>	適		平18厚令 172第54条 第1項
	(2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しているか。	適		平18厚令 172第54条 第2項
	(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	適		平18厚令 172第54条 第3項
	指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適		平18厚令 172第55条
53 記録の整備	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適		平18厚令 172第56条 第1項
	(2) 指定指定障害者支援施設等は、次に掲げる記録に対し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。 ① 身体拘束等の記録 ② 苦情の内容等の記録 ③ 事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録 ④ サービスの提供の記録 ⑤ 市町村への通知に係る記録 ⑥ 施設障害福祉サービス計画 ⑦ 従業者の勤務の体制についての記録 ⑧ 介護給付費若しくは特例介護給付費又は自立支援医療費を請求するために審査支払機関に提出した資料	適		平18厚令 172第56条 第2項
54 暴力団員等の排除	指定指定障害者支援施設等の管理者その他これに準ずる者（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定指定障害者支援施設等の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者）は暴力団員ではないか。 また、指定指定障害者支援施設等の事業活動に支配的な影響力を有するものが暴力団員ではないか。	適		
第5 変更の届出等	指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の26に定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	適		法第46条第 3項 施行規則第 34条の26
	(1) 指定障害福祉サービス等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号「介護給付費等単位数表」に掲げる単位数に一単位の単価（10円）を乗じて得た数としているか。 （ただし、その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額となっていること）	適		平18厚告 523の一 平18厚告 539
	(2) 指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てているか。	適		平18厚告 523の二
(1) ①基本報酬 （生活介護 サービス費）	生活介護サービス費は、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。 ① 施設入所者のうち、区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上に該当する者 ② 施設入所者以外の者のうち、区分3（50歳以上の者にあつては区分2）以上に該当する者 ③ 経過措置利用者（特定旧法指定施設に入所している者）で、現に利用している者又は再度利用する者 ④ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者 ⑤ 平成24年3月31日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者であつて、区分1から区分6のいずれにも該当しない者	適		平18厚告 523別表第 6の1の注 1 平18厚告 556
	① 利用定員及び障害程度に応じて基本報酬を算定しているか。 ② 次のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。 ア 利用者の数が1日当たり100分の150又は前3月の1日当たり平均で100分の125を越える場合 イ 従業者の員数が指定基準を満たさないとき。 これらの場合は、所定単位数に100分を70を乗じて得た単位数。 ウ 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画が作成されていない場合は、100分の95を乗じて得た単位数。	適		平18厚告 523別表第 6の1注5 平18厚告 523別表第 6の1注5 (1) 平18厚告 523別表第 6の1注5 (2)
③ 障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	適		平18厚告 523別表第 6の1注9

	生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護を行った場合に1日につき10単位を加算しているか。	適		平18厚告 523別表第 6の3注2
	看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして、都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。	適		平18厚告 523別表第 6の3の2 注
(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数）が、利用者の数を100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして都道府県知事に届け出た場合において、指定生活介護を行った場合に1日につき41単位を加算しているか。	適		平18厚告 523別表第 6の4注
(6) 初期加算	指定生活介護事業所等において、指定生活介護を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日について所定単位数を加算しているか。	適		平18厚告 523別表第 6の5注
(11) 食事提供体制加算	低所得者等(障害者総合立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。)である利用者(指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。))に入所する者を除く。に對別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等が、利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数(※指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数) ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(※指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数) ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	適		平18厚告 523別表第 6の10注 平18厚告 523別表第 6の14注
(1) ①基本報酬 (施設入所支援サービス費)	施設入所支援サービス費は、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援を行った場合に所定単位数を算定しているか。 ① 区分4 (50歳以上の者にあつては区分3) 以上に該当するもの ② 指定自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型を受け、かつ、居宅から指定障害者支援施設等へ通所することが困難である者 ③ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護を受けることが困難な者 ④ 経過措置利用者(特定旧法指定施設に入所している者)で、現に利用している者又は再度利用する者であつて、区分3 (50歳以上の者にあつては区分2) 以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援A型等を受ける者	適		平18厚告 523別表第9 の1注1
	① 利用定員及び障害程度に応じて基本報酬を算定しているか。	適		
	③ 当該指定障害者支援施設に管理栄養士若しくは栄養士の配置がなされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。	適		平18厚告 523別表第9 の1注4
(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚、聴覚、言語機能障害がい又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数）が、利用者の数を100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして都道府県知事に届け出た場合において、指定施設入所支援を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適		平18厚告 523別表第9 の4の2注
(6) 入所時特別支援加算	新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき30単位を加算しているか。	適		平18厚告 523別表第9 の5注
(7) 入院・外泊時加算	① 入院・外泊時加算(Ⅰ) 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(共同生活介護及び共同生活援助での体験的な利用に伴う外泊を含む)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつてはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。	適		平18厚告 523別表第9 の6注1

	<p>利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（共同生活介護及び共同生活援助での体験的な利用に伴う外泊を含む）を認めた場合に、施設従業者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。</p>	適		平18厚告 523別表第9 の6注2	
(8)入院時支援 特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）へ入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、長期入院等支援加算が算定されている場合は算定しない。</p> <p>① 1月の入院期間が4日未満の場合 561単位 ② 1月の入院期間が4日以上の場合 1,122単位</p>	適		平18厚告 523別表第9 の7注	
(15)福祉・介護 職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対して、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（14）までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（14）までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（14）までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適		平18厚告 523別表第9 の14注 平18厚告543 の二十六	